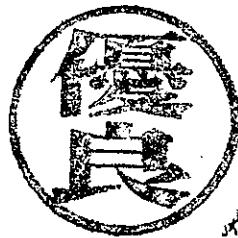


特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所 新潟県新潟市西区寺尾東一丁目19番19号

名 称 新潟メスキード株式会社

代表取締役 佐藤 弘

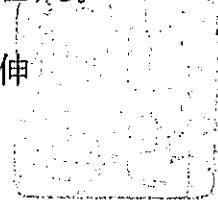
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事

仁坂吉伸

許 可 の 年 月 日 令和4年12月12日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和11年10月 7日



1. 事業の範囲

取扱特別管理産業廃棄物の種類

- 1) 廃油（揮発油類、灯油類若しくはその化合物、カドミウム、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエタノール、1,3-ジクロロプロパン若しくはペンゼンを含むことにより有害なものを限る。）
- 2) 廃酸（水素イオン濃度指標が4以下又は水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機銀化合物、有機銅化合物、硫酸若しくはその化合物、ジン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタノール、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタノール、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマシン、オバサンカルブ、ペンゼン、セレン若しくはその化合物若しくはその類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 3) 廃アルカリ（水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、有機銀化合物、六価カドム化合物、砒素若しくはその化合物、ジン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタノール、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマシン、オバサンカルブ、ペンゼン、セレン若しくはその化合物若しくはその類を含むことのみにより有害なものを限る。）
- 4) 感染性産業廃棄物
- 5) 鉛さい（水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 6) 廃石綿等
- 7) ばいじん（水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、セレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 8) 燃え殻（カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、セレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 9) 汚泥（水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機銀化合物、六価カドム化合物、砒素若しくはその化合物、ジン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタノール、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマシン、オバサンカルブ、ペンゼン、セレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

積替え又は保管を含まない。

2. 積替え又は保管を行う施設
なし3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成22年10月 8日 新規許可

平成27年10月19日 更新許可、優良認定

5. 積替え許可の有無（和歌山市区域） 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有